

### 3 用語説明

#### 【あ行】

##### ○永久歯

一般的に言う「おとなの歯」のことで、全て生えそろくと28本（親知らずを含めると32本）になります。

##### ○嚥下

食べ物などを飲み込む運動のことを指します。食べ物などを口から胃へ送るために、顎や咽頭の筋肉が高度に協調して行われます。

#### 【か行】

##### ○健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る目的で国、地方公共団体とともに、国民に対して健康増進に努める責務を規定しています。また「健康増進計画」の策定を促すための基本方針になるものです。

##### ○健康日本21

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会をめざし、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、および生活の質の向上を柱として、平成12年に定められた、国がすすめる「21世紀における国民健康づくり運動」のことで、このなかで歯の健康について、「歯の喪失の防止は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質の確保の基礎となるもの」とされています。

##### ○口腔

口からのどまでの空洞部分を指します。

##### ○口腔機能

嚙む（咀嚼機能）、食べる（摂食機能）、飲み込む（嚥下機能）、唾液の分泌、唇の動き、舌の動き、発音・発語（発声機能）など、口腔が担う機能の総称です。

## ○口腔ケア

口腔衛生の改善のためのケア、すなわち歯口清掃を指しますが、最近ではもう少し範囲を広げて、歯石の除去、義歯の手入れ、簡単な治療さらに、摂食・咀嚼・嚥下訓練まで含まれることが多くなっています。

## ○誤嚥

飲み込む機能が十分に働かず、誤って飲み物や食べ物などが気道又は肺に入ってしまうことをいいます。多くの場合は「むせ」などを伴いますが、加齢などにより気道の感覚が低下している場合、誤嚥しても「むせ」ないため、周囲も気付かないことがあります。

## ○誤嚥性肺炎

誤嚥によって、飲み物や唾液などが気道から肺に入ることでもともと口の中に存在する雑菌と一緒に入り込むことにより起こる肺炎を指します。

## ○構音

ある音声を発するために、声門より上の音声器官(唇・歯・歯茎・口蓋・舌・咽頭)を閉鎖したり狭めたりすること。

## ○根面う蝕

歯周病などにより、歯ぐきが下がった根の部分(歯根)に出来るむし歯を言います。

## 【さ行】

## ○歯間部清掃用器具

デンタルフロスや歯間ブラシのことを指します。歯ブラシでは除去が困難な、歯と歯の間や歯ぐきの境の歯垢を除去するのに効果的な清掃用具です。

## ○歯垢

歯の表面に付着した物質で、細菌とその代謝物からなる塊のことを指し、専門的にはデンタルプラークと言われています。むし歯や歯周病の原因となります。

## ○歯周炎

歯肉だけでなく、歯槽骨や歯根膜等まで広がった炎症のことを指します。放置すると歯の喪失につながります。

## ○歯周病

歯を支えている歯肉や歯槽骨などの周りの組織（歯周組織）にみられる、炎症性の病気で、初期の歯肉炎から重度の歯周炎までを含めた総称です。歯周病は大きく歯肉炎と歯周炎に大別できます。

## ○歯肉炎

歯肉の周縁部にみられる細菌による炎症で、歯周病の初期症状です。歯肉が赤く腫れたり、歯みがきをすると血が出たりします。その多くが適切な歯みがき等で改善します。

## ○C P I

CPI プローブという道具を使い、歯と歯ぐきの間における歯周ポケットの深さを測定して、歯周病の状況を調べます。

<指数の目安> CPI=0（健全）、CPI=1（出血あり）、CPI=2（歯石あり）、  
CPI=3（4～5mm に達するポケット）、CPI=4（6mm を超えるポケット）

## ○摂食

食物をとること。

## ○咀嚼

食べ物を嚙んで粉碎し、飲み込みやすい状態にすること。

## 【た行】

### ○デンタルフロス

歯間の歯垢を取るのに使う絹などの糸を言います。歯ブラシと併用することにより、歯に付着した歯垢の90%が除去できると報告されています。

## 【な行】

### ○乳歯

子どもの頃に生える歯のことで、生後6か月頃から生え始めます。乳歯が生えそろうのは2歳から2歳6か月頃で、全部で20本になります。

## 【は行】

### ○8020運動【愛知県が発祥】

永久歯28本（智歯：親知らずを除く）のうち、自分の歯が20本以上あれば食生活に支障がないという研究報告から、80歳でも20本以上の自分の歯を保ち、自分の歯で食べる楽しみを味わい、心豊かに明るく話し、笑える毎日を過ごそうという趣旨の運動です。

### ○歯の健康づくり得点

愛知学院大学歯学部において開発された、歯の喪失を予測する10の設問項目から得られる得点です。生活習慣や自覚症状をチェックすることにより、歯を喪失しないための改善ポイントを具体的に把握できる簡便さから、個人の行動変容に働きかけることができます。

愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座

## 歯の健康づくり得点

質問に対する答えの点数を○で囲んで下さい。

項目	はい	いいえ
歯ぐきが腫れることがありますか	0	4
歯がしみることがありますか	0	3
間食をよくしますか	0	3
趣味がありますか	3	0
かかりつけの歯医者さんはいますか	2	0
歯の治療は早めに受けるようにしていますか	1	0
歯ぐきから血が出ることがありますか	0	1
歯磨きを1日2回以上していますか	1	0
自分の歯ブラシがありますか	1	0
たばこを吸いますか	0	1

合計 ( ) + ( ) = ( )点      ○で囲んだ数字をたしてください。

### 16点以上

現在のあなたは歯の健康にとって良い生活をしており、また歯も健康のようです。さらに向上を目指しましょう。0点の項目をなくすようにしましょう。

### 11～15点

あなたの歯の状態および生活習慣は、歯の健康にとって問題がおきやすくなっています。生活習慣を見直し健康な歯を守りましょう。0点の項目をなくすようにしましょう。

### 10点以下

今の歯の状態および生活習慣は、歯の健康にとって問題があります。歯医者さんのアドバイスをうけ、生活習慣を見直しましょう。0点の項目を減らすようにしましょう。

## ○一人平均むし歯数

むし歯（治療が終わっている歯も含みます）の一人平均の本数です。むし歯の総本数を受診人数で割った値です。

## ○フッ化物

フッ素とは自然界に広く分布している元素で、他の元素と結合したフッ素化合物（フッ化物）の形で存在します。地中や海水、河川、動植物などにも微量ながら含まれています。また飲料水や海産物、肉、野菜、お茶などにも含まれている自然環境物質です。適量を作用させることで歯の質を強くし、ミュータンス菌が産生する酸に対する歯の抵抗力を上げることができます。

## ○フッ化物洗口

濃度の低いフッ化ナトリウム溶液を口に入れ、洗口（ぶくぶくうがい）をする方法で、むし歯予防法の一つです。歯科医師・歯科衛生士の指導のもとで、保育所、幼稚園、学校や家庭で行われます。

## ○フッ化物配合歯磨剤

フッ化物が入っている歯磨剤のことで、現在市販されている商品の約9割にフッ化物が入っています。

## ○フッ化物歯面塗布

歯の表面にフッ化物を含む薬剤を塗る方法で、むし歯予防法の一つです。歯科医師の判断により歯科医師又は歯科衛生士が行います。

## 【ま行】

## ○無歯科医地区

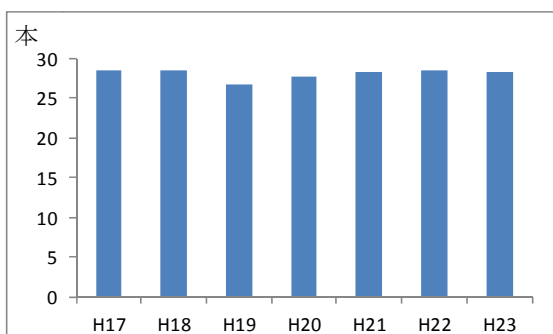
おおむね半径4Km以内に住民50人以上が居住し、容易に歯科医療機関を利用することができない地区のことを指します。

## 4 愛知県の歯科保健の状況

### 妊産婦の歯科保健

(平成17・18年度は名古屋市を含まない)

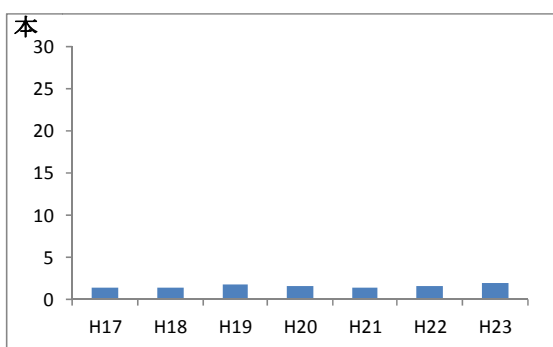
#### 1人あたりの現在歯数



	1人あたりの現在歯数
H17	28.5
H18	28.4
H19	26.7
H20	27.7
H21	28.3
H22	28.5
H23	28.3

愛知県地域歯科保健業務状況報告

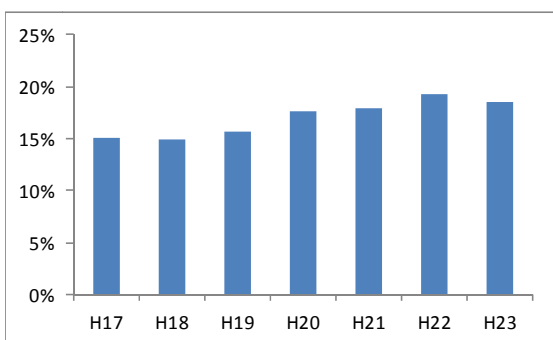
#### 1人あたりの未処置のむし歯数



	1人あたりの未処置のむし歯数
H17	1.4
H18	1.3
H19	1.7
H20	1.6
H21	1.4
H22	1.6
H23	1.8

愛知県地域歯科保健業務状況報告

#### 進行した歯周炎のある人の割合

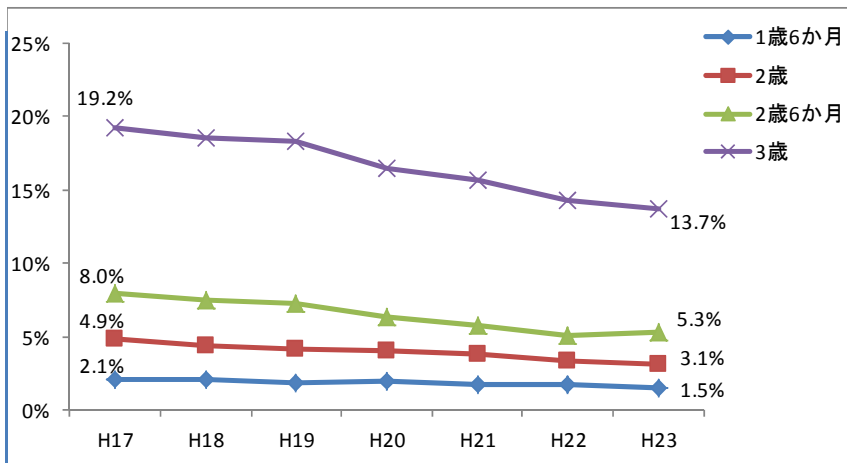


	進行した歯周炎のある人の割合
H17	15.1%
H18	15.0%
H19	15.7%
H20	17.6%
H21	18.0%
H22	19.2%
H23	18.5%

愛知県地域歯科保健業務状況報告

# 幼児の歯科保健

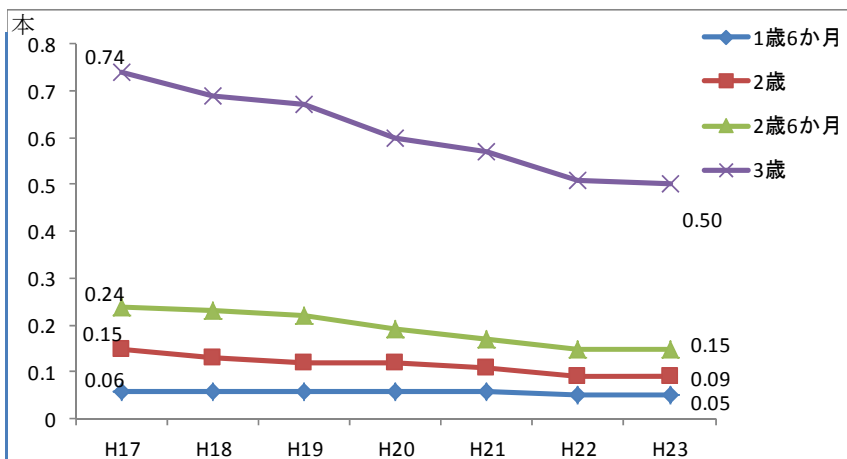
## むし歯のある子の割合



	むし歯のある子の割合			
	1歳6か月	2歳	2歳6か月	3歳
H17	2.1%	4.9%	8.0%	19.2%
H18	2.1%	4.4%	7.5%	18.5%
H19	1.9%	4.2%	7.3%	18.3%
H20	2.0%	4.0%	6.3%	16.5%
H21	1.7%	3.8%	5.8%	15.6%
H22	1.7%	3.4%	5.1%	14.3%
H23	1.5%	3.1%	5.3%	13.7%

愛知県乳幼児健康診査情報

## 1人あたりのむし歯数

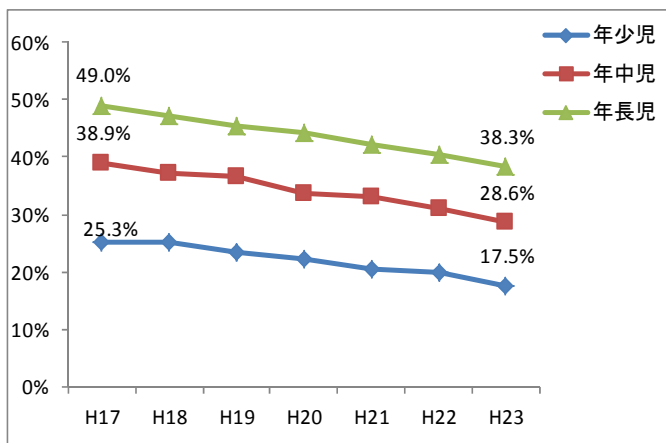


	1人あたりのむし歯数			
	1歳6か月	2歳	2歳6か月	3歳
H17	0.06	0.15	0.24	0.74
H18	0.06	0.13	0.23	0.69
H19	0.06	0.12	0.22	0.67
H20	0.06	0.12	0.19	0.60
H21	0.06	0.11	0.17	0.57
H22	0.05	0.09	0.15	0.51
H23	0.05	0.09	0.15	0.50

愛知県乳幼児健康診査情報

## 保育園(所)・幼稚園児の歯科保健

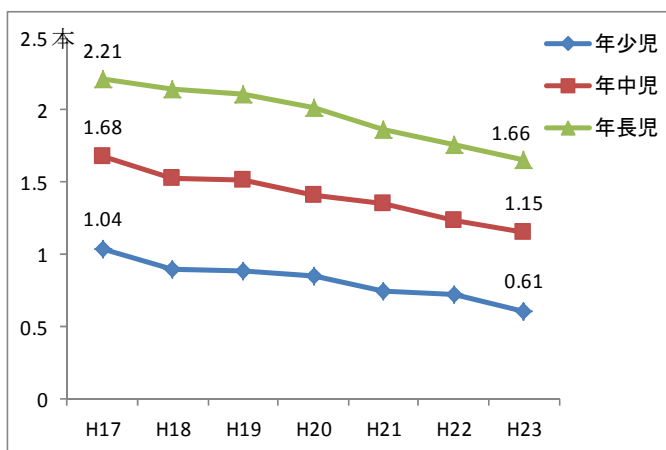
### むし歯のある子の割合



	むし歯のある子の割合		
	年少児	年中児	年長児
H17	25.3%	38.9%	49.0%
H18	25.1%	37.2%	47.2%
H19	23.4%	36.5%	45.3%
H20	22.4%	33.7%	44.1%
H21	20.4%	33.1%	42.1%
H22	19.9%	30.9%	40.3%
H23	17.5%	28.6%	38.3%

愛知県地域歯科保健業務状況報告

### 1人あたりのむし歯数



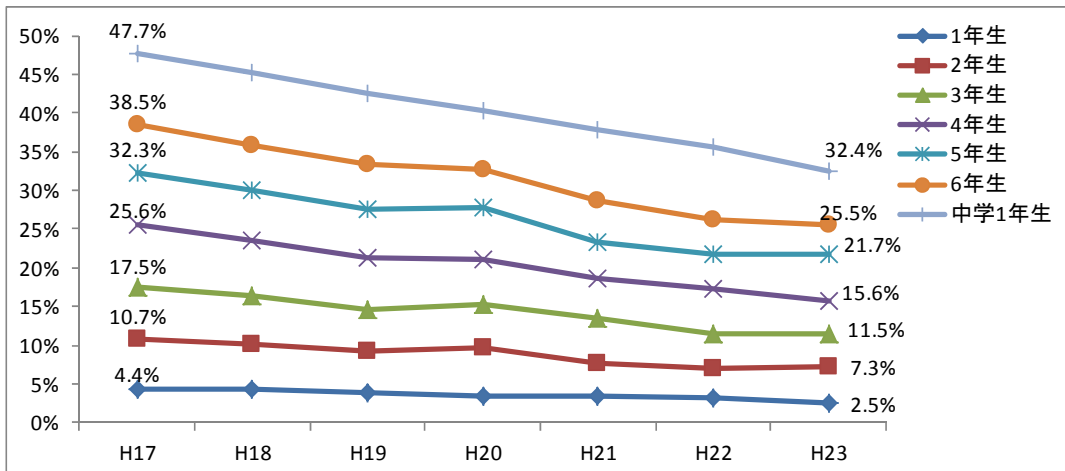
	1人あたりのむし歯数		
	年少児	年中児	年長児
H17	1.04	1.68	2.21
H18	0.9	1.53	2.14
H19	0.89	1.52	2.11
H20	0.85	1.41	2.02
H21	0.74	1.35	1.86
H22	0.72	1.24	1.76
H23	0.61	1.15	1.66

愛知県地域歯科保健業務状況報告



## 小学生・中学生の歯科保健

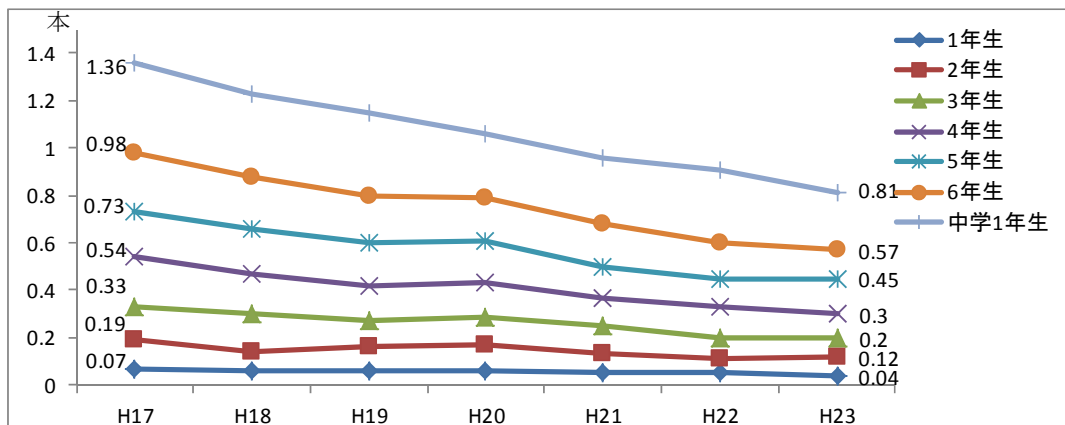
### 永久歯にむし歯のある児童・生徒の割合



	永久歯にむし歯のある児童・生徒の割合						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	中学1年生
H17	4.4%	10.7%	17.5%	25.6%	32.3%	38.5%	47.7%
H18	4.2%	10.1%	16.4%	23.5%	30.1%	35.8%	45.2%
H19	3.9%	9.2%	14.7%	21.4%	27.5%	33.3%	42.5%
H20	3.4%	9.7%	15.3%	21.1%	27.7%	32.8%	40.4%
H21	3.5%	7.7%	13.5%	18.7%	23.3%	28.7%	37.8%
H22	3.2%	7.0%	11.4%	17.2%	21.7%	26.2%	35.5%
H23	2.5%	7.3%	11.5%	15.6%	21.7%	25.5%	32.4%

愛知県地域歯科保健業務状況報告

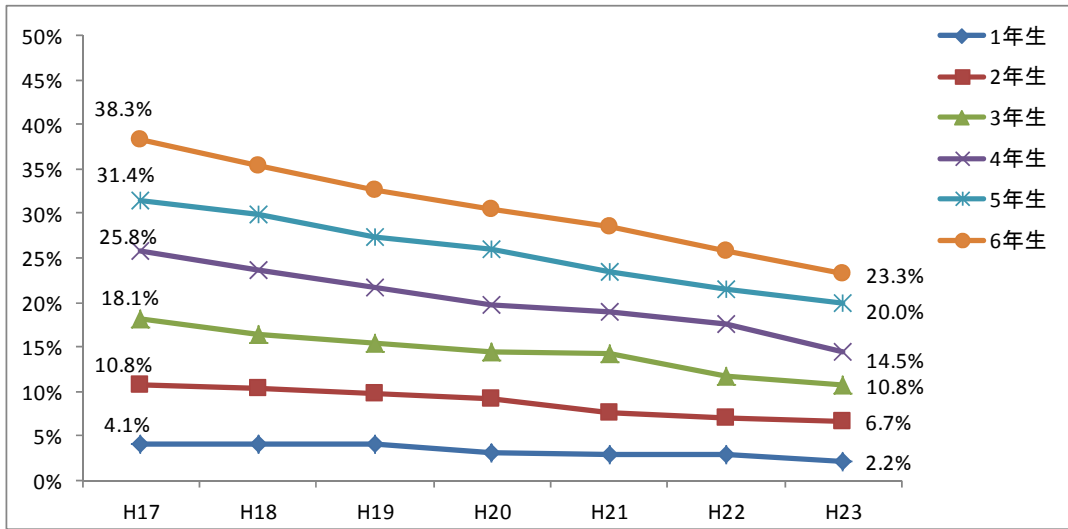
### 永久歯の1人平均のむし歯数



	永久歯の1人平均のむし歯数						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	中学1年生
H17	0.07	0.19	0.33	0.54	0.73	0.98	1.36
H18	0.06	0.14	0.3	0.47	0.66	0.88	1.23
H19	0.06	0.16	0.27	0.42	0.6	0.8	1.15
H20	0.06	0.17	0.29	0.43	0.61	0.79	1.06
H21	0.05	0.13	0.25	0.37	0.5	0.68	0.96
H22	0.05	0.11	0.2	0.33	0.45	0.6	0.91
H23	0.04	0.12	0.2	0.3	0.45	0.57	0.81

愛知県地域歯科保健業務状況報告

第一大臼歯にむし歯のある児童 (名古屋市・一部の市町村を含まない)

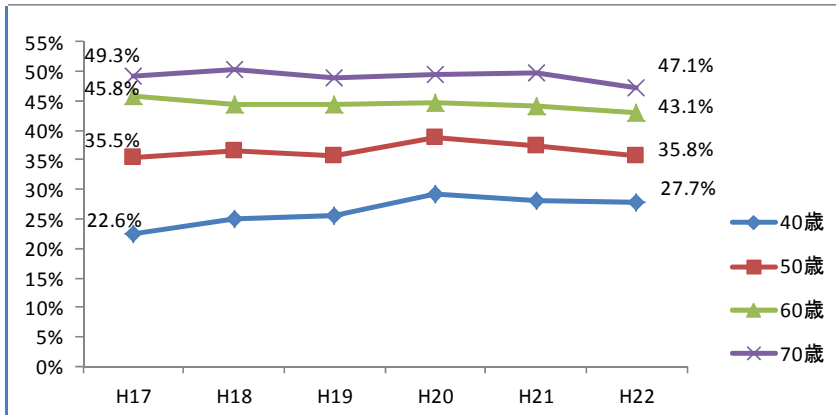


	第一大臼歯にむし歯のある児童					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
H17	4.1%	10.8%	18.1%	25.8%	31.4%	38.3%
H18	4.0%	10.3%	16.4%	23.7%	29.9%	35.3%
H19	4.1%	9.7%	15.4%	21.7%	27.4%	32.7%
H20	3.0%	9.2%	14.4%	19.8%	25.9%	30.5%
H21	2.9%	7.6%	14.3%	19.0%	23.5%	28.5%
H22	2.9%	6.9%	11.6%	17.5%	21.5%	25.7%
H23	2.2%	6.7%	10.8%	14.5%	20.0%	23.3%

愛知県地域歯科保健業務状況報告

## 成人の歯科保健

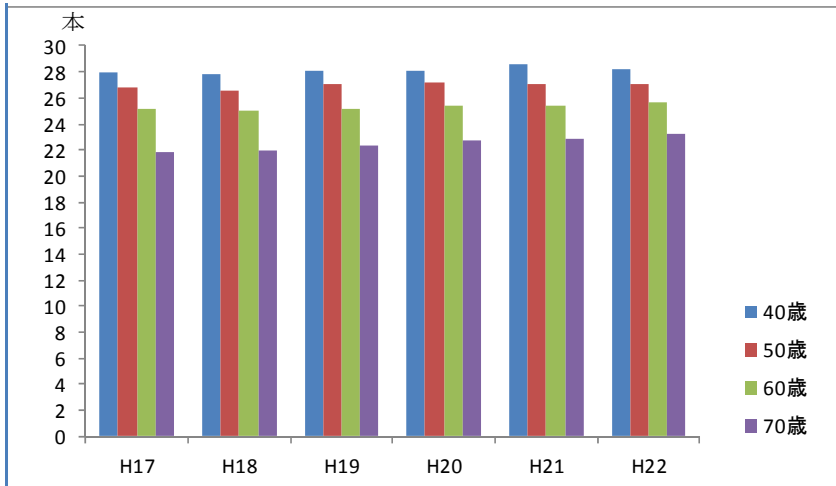
### 進行した歯周炎のある人の割合



	進行した歯周炎のある人の割合			
	40歳	50歳	60歳	70歳
H17	22.6%	35.5%	45.8%	49.3%
H18	25.0%	36.6%	44.3%	50.3%
H19	25.6%	35.6%	44.3%	49.0%
H20	29.2%	38.7%	44.6%	49.4%
H21	28.0%	37.5%	44.0%	49.8%
H22	27.7%	35.8%	43.1%	47.1%

健康増進法による歯周疾患健診実施状況報告

### 1人平均の現在歯数



	1人平均の現在歯数			
	40歳	50歳	60歳	70歳
H17	27.9	26.8	25.2	21.8
H18	27.8	26.6	25	22
H19	28.1	27	25.1	22.4
H20	28.1	27.2	25.4	22.7
H21	28.6	27.1	25.4	22.9
H22	28.2	27.1	25.6	23.3

健康増進法による歯周疾患健診実施状況報告

## 5 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第二章 責務と役割（第三条—第七条）

#### 第三章 基本的事項（第八条—第十一条）

#### 第四章 雑則（第十二条）

#### 附則

歯と口の健康は、食べる、話す、表情をつくるなどの機能を支えるとともに、生活習慣病の予防等、全身の健康の保持増進に資するなど、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。

このため、県民一人一人が生涯にわたって日常生活において自ら進んで歯科疾患の予防、早期発見、早期治療等の歯と口の健康づくりに取り組むとともに、社会全体としてもその取組を支援し、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの特性等を踏まえた、生涯を通じた切れ目のない歯と口の健康づくりに関する施策を展開していくことが重要である。

こうした認識の下、県民の歯と口の健康に関する格差の解消に向けて、本県が発祥の地であり、多年にわたり取り組まれてきた八〇二〇<sup>はちまるにいまる</sup>運動の推進をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策を一層推進するため、ここにこの条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、歯と口の健康が県民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の趣旨を踏まえ、歯と口の健康づくりに関し、県の責務等を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって八十歳で自分の歯を二十本以上保つことの実現等を通じて県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 歯と口の健康づくり 歯と口腔<sup>くわう</sup>の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- 二 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）（以下「歯科検診」という。）、歯科保健指導又は歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- 三 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、教育等に係る職務に従事する者であって、歯と口の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療関係者を除く。）をいう。
- 四 八〇二〇運動<sup>はちまるにいまる</sup> 八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動をいう。

## 第二章 責務と役割

(県の責務)

第三条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民の歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるよう努めなければならない。
- 3 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、歯科医療関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 県は、市町村が行う歯と口の健康づくりに関する施策の効果的な推進を図るため、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、県、歯科医療関係者、保健医療等関係者等と連携を図りながら、歯科検診の実施をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(歯科医療関係者及び保健医療等関係者の役割)

第五条 歯科医療関係者は、県民の歯と口の健康づくりの推進のため、良質かつ適切な歯科検診、歯科保健指導及び歯科医療を行うよう努めるものとする。

- 2 保健医療等関係者は、健全な生活習慣の指導、食育その他の県民の歯と口の健康づくりに資する取組の推進に努めるものとする。
- 3 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、それぞれの業務において、他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 4 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるとともに、正しい知識を持つこと、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科疾患等の予防に向けた取組を行うとともに、健全な食生活習慣を身に付けること並びに定期的な歯科検診並びに必要なに応じた歯科保健指導及び歯科医療を受けることにより、生涯にわたって自ら進んで歯と口の健康づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する子どもの歯と口の健康状態に注意し、当該子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、従業員の定期的な歯科検診並びに必要なに応じた歯科保健指導及び歯科医療を受ける機会の確保その他の歯と口の健康づくりに関する取組の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 第三章 基本的事項

(基本的施策)

第八条 県は、県民の歯と口の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 県民に対する歯科検診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性をはじめとする歯と口の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関する施策
- 二 市町村が実施する歯科検診の促進及び歯科保健指導の充実のための施策
- 三 乳幼児期から高齢期までの次に掲げるライフステージの区分に応じ、それぞれその特性を踏まえた次に掲げる施策
  - イ 乳幼児期 口腔の育成及び嚥下等に係る口腔機能の獲得を図るための施策

- ロ 学齡期 学校教育等における歯と口の健康づくりに必要な健康教育の実施、フッ化物応用等によるう蝕<sup>しよく</sup>予防及び歯肉炎予防を図るための施策
  - ハ 成人期 歯周病の予防及び改善並びに妊産婦の歯科検診の受診の促進を図るための施策
  - ニ 高齢期 歯の喪失予防に必要な良好な口腔<sup>くわう</sup>衛生の確保及び摂食、嚥<sup>えん</sup>下等に係る口腔<sup>くわう</sup>機能の維持を図るための施策
  - 四 山間地、離島等の十分な歯科医療を受けることが困難な地域における歯科医療の提供体制の確保のための施策
  - 五 障害のある者に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
  - 六 介護を必要とする者等の在宅歯科医療（居宅又は施設における歯科医療をいう。）を必要とする者に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
  - 七 災害発生時における迅速な歯科医療の提供体制の確保のための施策
  - 八 生活習慣病等の全身疾患の予防及び改善のための歯科と医科の連携体制の強化のための施策
  - 九 歯科検診を通じ、保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための施策
  - 十 歯科医療関係者の資質の向上を図るための施策
  - 十一 県民の歯と口の健康づくりの状況に関し、調査及び分析を行い、並びにその成果の普及を図るための施策
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、県民の歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策
- （基本計画）

第九条 県は、前条の施策（以下「基本的施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律第十三条第一項の基本的事項として、基本計画を定めるものとする。

2 前項の基本計画は、県民の歯と口の健康づくりに関する基本方針、目標、基本的施策その他必要な事項について定めるものとする。

3 県は、第一項の基本計画における基本的施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて同項の基本計画の見直しを行うものとする。

(実態調査)

第十条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基本的資料とするため、おおむね五年ごとに、歯科疾患の罹患<sup>り</sup>状況等に関する実態調査を行うものとする。

2 県は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を公表するとともに、歯と口の健康づくりに関する施策及び前条第一項の基本計画に反映させるものとする。

(八〇二〇運動)

第十一条 県は、市町村、歯科医療関係者、保健医療等関係者、関係団体、事業者等と幅広く連携し、歯と口の健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるため、はちまるにいまる八〇二〇運動を県民運動として推進するものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十二条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 6 歯科口腔保健の推進に関する法律

法律第九十五号（平二三・八・一〇）

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 7 構成員名簿

### 愛知県健康づくり推進協議会

氏 名	所属・職名
伊藤 聖子	愛知県健康づくりリーダー連絡協議会 会長
伊藤 孝	愛知県食生活改善推進員連絡協議会 副会長
内堀 典保	社団法人愛知県歯科医師会 副会長
黄木 弘子	愛知県市町村保健師協議会 会長
小木曾 順子	公益社団法人愛知県栄養士会 常務理事
加藤 林也	社団法人愛知県病院協会 副会長
北村 栄子	愛知県小中学校主任養護教諭会 会長
木下 平	愛知県がんセンター 総長
倉田 宗知	愛知県国民健康保険団体連合会 専務理事
○佐藤 祐造	愛知学院大学心身科学部 客員教授
田島 和雄	愛知県がんセンター研究所 所長
玉越 茂郎	愛知産業保健推進センター 副所長
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
富永 祐民	愛知県がんセンター 名誉総長
豊嶋 英明	安城更生病院 健康管理センター 所長
中垣 晴男	愛知学院大学歯学部 名誉教授
長谷川 好規	名古屋大学大学院医学系研究科 呼吸器内科学 教授
村松 章伊	社団法人愛知県薬剤師会 副会長
山中 恒之	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 理事長
山本 纈子	医療法人並木会 並木病院 院長
横井 隆	社団法人愛知県医師会 副会長

敬称略五十音順

○は協議会長

## 歯科保健対策部会

氏 名	所属・職名
池山 豊子	公益財団法人愛知県歯科衛生士会 会長
石黒 光	愛知県心身障害者コロニー中央病院 歯科部長
内堀 典保	社団法人愛知県歯科医師会 副会長
柴田 和顯	愛知県半田保健所 所長
鈴木 永吉	社団法人愛知県歯科技工士会 副会長
鈴木 絵梨子	市町村歯科衛生士 代表者 (あま市健康推進課)
戸澤 まゆみ	小・中学校養護教諭 代表者 (愛知県教育委員会健康学習課)
○中垣 晴男	愛知学院大学歯学部 名誉教授
松浦 正江	公益社団法人愛知県看護協会 代表者 (名古屋鉄道(株)人事部)

敬称略五十音順

○は部会長

## **愛知県歯科口腔保健基本計画**

平成 25 年 3 月

平成 26 年 6 月(修正)

愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

TEL 052-954-6271

FAX 052-954-6917

E-mail [kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp)